

# 1 . 岩沼市環境基本条例

## 岩沼市環境基本条例

平成 2 7 年 3 月 3 日

条例第 2 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)

第 2 章 施策の基本方針(第 7 条)

第 3 章 施策の総合的かつ計画的な推進(第 8 条 第 2 8 条)

第 4 章 環境審議会(第 2 9 条 第 3 4 条)

第 5 章 雑則(第 3 5 条)

#### 附則

私たちのまち岩沼は、西部の千貫山丘陵から東部の太平洋に至るまでなだらかに平野が広がり、南部には阿武隈川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれている。古くから先人たちは人と自然の調和を保ちながら歴史と文化を育んできた。

近年、私たちは、生活の利便性を高める一方で、環境へ少なからず負担をかけてきた。身近には自然とのふれあいが少なくなり、広くは地球温暖化による気候変動、生物多様性の破壊などへも影響している。また、東日本大震災による影響は、我が国のエネルギー問題を大きく顕在化させた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができるよう恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を未来に引き継いでいく責務を有している。

このような認識の下、私たちは、良好な環境の保全と創造に関して取り組むことを決意して、自ら調和と節度をもって行動することで、それぞれが責任を果たし、恵み豊かな環境を持続的に享受できるまちを実現するため、ここに岩沼市環境基本条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然が共生する市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす

事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。 )及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。 )に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、地球環境保全への貢献の意義を理解して、環境への負荷の低減を図り、地域特性を生かしつつ、人と自然が共生していくことを目的として行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、自ら調和と節度をもって行動することで、それぞれが責任を果たし、循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。 )に従い、地域の自然的及び社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を

抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

## 第2章 施策の基本方針

### (施策の基本方針)

第7条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することができる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を生かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を生かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の低減に資することで、持続的な発展が可能なまちを構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 良好な環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することができる社会を形成すること。

## 第3章 施策の総合的かつ計画的な推進

### (環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩沼市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第29条に規定する岩沼市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷の低減に資するよう十分に配慮しなければ

ならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が実施した良好な環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地域の良好な環境の保全)

第11条 市は、多くの生物の生存の確保に配慮するとともに、良好な生活環境を保全するため、海や河川等の水環境の保全及び森林、緑地等の保全に関し、必要な施策を実施するものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第12条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、再生資源の回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、前2条の施策を実施するに当たっては、必要な情報を収集し、これを適切に提供しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ適切な段階で、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の良好な環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(良好な環境の保全と創造に関する協定の締結)

第18条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と良好な環境の保全と創造に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

## (誘導的措置)

第19条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減に資するための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## (良好な環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第20条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全を図るための公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備などの良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (廃棄物の適正処理及び減量の促進等)

第21条 市は、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

## (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第22条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な施策を実施するものとする。

## (調査の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

## (監視、測定等の実施)

第24条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全と創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するとともに、その実施に努めるものとする。

## (国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする良好な環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

## (地球環境保全及び国際協力)

第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(総合的な調整等のための体制の整備)

第27条 市は、市が行う良好な環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民等との協働体制)

第28条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民、事業者及び民間団体が協働することができる体制の整備に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、岩沼市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他、良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの

(任期)

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、市民経済部生活環境課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(岩沼市環境審議会条例の廃止)

2 岩沼市環境審議会条例(平成8年条例第2号)は、廃止する。

## 2 . 岩沼市環境審議会委員名簿

任期 平成 27 年 7 月 22 日 ~ 平成 29 年 7 月 21 日

( 敬称略 )

氏 名	所 属	役 職	備 考
井 上 千 弘	東北大学大学院環境科学研究科	教授	会長
猪 野 正 則	岩沼市商工会	副参事	
大 友 保 夫	名取岩沼農業協同組合玉浦支店	支店長	
佐 藤 勲	岩沼市農業委員会	会長	
森 学 武	岩沼市医師会	会長	副会長
内 田 正	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所岩沼出張所	所長	
木 村 弘 子	宮城県仙台保健福祉事務所岩沼支所	技術次長 ( 総括担当 )	
川 村 雄 治	岩沼市公衆衛生組合連合会	副会長	
伊 藤 清	市民委員 ( 公募 )		
高 澤 廣 人	市民委員 ( 公募 )		



### 3 . 計画策定の経緯

実施日	内 容
平成 26 年 11 月 21 日	平成 26 年度第 1 回環境審議会 岩沼市環境基本条例（案）について
平成 26 年 12 月 12 日 ～平成 27 年 1 月 13 日	岩沼市環境基本条例（案） パブリックコメントの募集
平成 27 年 1 月 16 日	平成 26 年度第 2 回環境審議会 岩沼市環境基本条例（案）について
平成 27 年 1 月 26 日	岩沼市環境基本条例（案）の答申
平成 27 年 2 月 17 日 ～3 月 3 日	「環境に関する市民アンケート調査」の実施
平成 27 年 7 月 22 日	平成 27 年度第 1 回環境審議会 委嘱状交付 岩沼市環境基本計画の策定について ・基本的な考え方について ・市民アンケートの報告、事業所アンケートの実施について
平成 27 年 7 月 15 日 ～7 月 31 日	「環境に関する事業所アンケート調査」の実施
平成 27 年 10 月 23 日	平成 27 年度第 2 回環境審議会 岩沼市環境基本計画の策定に係る基本的事項等の整理について ・岩沼市の環境の現況と課題について ・計画策定の背景と目的（案）について ・環境像と計画の構成（案）について ・事業所アンケートの報告について
平成 27 年 12 月 21 日	平成 27 年度第 3 回環境審議会 岩沼市環境基本計画（素案）について
平成 28 年 1 月 12 日 ～2 月 12 日	岩沼市環境基本計画（案） パブリックコメントの募集
平成 28 年 3 月 9 日	平成 27 年度第 4 回環境審議会 岩沼市環境基本計画（案）について
平成 28 年 3 月 23 日	岩沼市環境基本計画（案）の答申

## 4 . アンケート調査の概要

### ( 1 ) 市民アンケート調査

#### 調査の目的

本調査は、平成 27 年度に予定される岩沼市環境基本計画の策定にあたり、岩沼市民の環境の感じ方や環境に配慮した生活の行動実態、今後の岩沼市の環境についての考え方などを把握するために、広く意見を聴取するものである。この結果は、岩沼市環境基本計画の策定に反映させることを目的とする。

#### 調査の方法

対象区域・・・岩沼市全域

対象者・・・18 歳以上の市民 1,500 人

抽出方法・・・住民基本台帳より無作為抽出

調査方法・・・郵送法（調査法の配布・回収とも）

調査期間・・・平成 27 年 2 月 17 日～3 月 3 日

回収数・・・568 サンプル（回収率 37.9%）

#### 調査の項目

調査項目は、市民の環境に対する意向を広い観点から把握するため、以下の項目とした。

調査項目	
回答者属性	
. 岩沼市の環境	環境の満足度
	残したい資源
. ライフスタイル	省エネルギー・省資源
	ごみやりサイクル
	買い物
	環境保全活動
	環境保全活動に対する考え
. 今後の岩沼市の環境に関する要望	望ましい岩沼市の将来像
	取り組んでほしい岩沼市の環境施策
	事業者に期待する環境保全の取組
. 最近話題になっている環境の課題について	

## (2) 事業所アンケート調査

### 調査の目的

本調査は、岩沼市環境基本計画の策定にあたり、市内で活動する事業所の環境の感じ方や環境に配慮した取組の実践状況、今後の岩沼市の環境についての考え方などを把握するために、広く意見を聴取するものである。この結果は、岩沼市環境基本計画の策定に反映させることを目的とする。

### 調査の方法

対象区域・・・岩沼市全域

対象者・・・岩沼市内の事業所 200社

抽出方法・・・経済センサスの産業大分類別事業所数構成比を参考に産業別に無作為抽出

調査方法・・・郵送法（調査法の配布・回収とも）

調査期間・・・平成27年7月15日～31日

回収数・・・96サンプル（回収率48.0%）

### 調査の項目

調査項目は、事業所の環境に対する意向を広い観点から把握するため、以下の項目とした。

調査項目	
回答した事業所の属性	
・環境問題の認識と企業の方針	環境問題に対する考え
	経営方針における環境保全に関する項目の設定の有無
	環境保全に関する具体的な行動方針の設定の有無
・環境に配慮した取組	取組の実施状況（公害の防止、エネルギー、自動車の利用、資源の循環、環境保全活動）
	取組を行って得たメリット
	取組を行う上での課題
	行政に期待する支援
	協力・貢献が可能な取組
・今後の岩沼市の環境に関する要望	望ましい岩沼市の将来像
・最近話題になっている環境の課題について	

## 5 . 用語解説

### 【数字・アルファベット】

B O D

「生物化学的酸素要求量」参照。

C O D

「化学的酸素要求量」参照。

L E D (発光ダイオード : Light Emitting Diode の略)

電流を通すと発光する半導体のこと。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいる。

P M 2 . 5

「微小粒子状物質」参照。

S P M

「浮遊粒子状物質」参照。

### 【ア行】

愛知目標

生物多様性条約に基づいた平成 23 ( 2011 ) 年からの新戦略計画で、平成 62 ( 2050 ) 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、平成 32 ( 2020 ) 年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという世界目標。平成 22 ( 2010 ) 年に愛知県名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 ( COP10 ) において採択された。

悪臭問題

悪臭は、人に不快感を与えるに及ぶ原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されるため発生し、騒音・振動と同様に感覚公害として生活に密着した問題である。現在、主に悪臭規制法により規制が行われている。

エコドライブ

省エネルギー及び二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。具体的には、ふんわりアクセル「e スタート」、アイドリングストップの励行、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などを行うこと。

## エコバッグ

環境への負荷を減らすため、小売店などで配布されるレジ袋を使用せず、消費者が持参する買い物用のバッグのこと。「マイバッグ」とも呼ばれる。

## エコファーマー

環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)に基づき、持続性の高い農業生産方式(土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式)に関する「導入計画」を立て、宮城県知事の認定を受けた農業者(法人含む)のこと。

## エコマーク

様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。消費者が環境を意識した商品を選択したり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。

## エネファーム

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの愛称。都市ガス・LPガス・灯油などから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電するシステムで、発電時の排熱で湯をつくり給湯に利用する。

## オゾン層

地上から約20~40kmの上空にある比較的オゾン(酸素)濃度の高い大気層のこと。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割がある。オゾンホールは、南極上空のオゾン量が極端に少なくなる現象で、オゾン層に穴の空いたような状態であることからその名が付けられた。南半球の冬季から春季にあたる8~9月ごろ発生、急速に発達し、11~12月ごろに消滅するという季節変化をしている。1980年代初めからこのような現象が観測されている。

## 温室効果ガス

GHG(Greenhouse Gas)ともいう。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し、再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

## 【力行】

### 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息・生育することとなる生物種のこと。このうち、導入先の生態系等に著しい影響を及ぼすものを特に侵略的な外来種と呼び、自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

### 化学的酸素要求量（COD：Chemical oxygen demand）

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものの値が大きいほど水質汚濁は著しい。

### 化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいう。一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、長い年月をかけて地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれている。燃焼により、地球温暖化の主要な原因物質である二酸化炭素を発生する。

### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境の基準。

### 環境配慮型照明器具

消費電力を少なく抑えたり、長寿命により廃棄物の削減するなど環境に与える影響を少なくするよう配慮した照明器具。

### 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組む仕組みのこと。（例：ISO14001、エコアクション2.1など）

### 京都議定書

平成9（1997）年12月に京都府京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、拘束力を有する法的文書。平成12（2000）年以降の先進国の地球温暖化対策として、法的拘束力のある数値目標が決定され、具体的に削減対象ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等）と、平成2（1990）年比の削減目標（先進国全体で5.2%、日本は6%、欧州は8%削減など）、達成期間（平成20（2008）年から平成24（2012）年の間）を定めている。国際的に協調して目標を達成するための仕組みとして、排出量取引、クリーン開発

メカニズム（CDM：開発国への支援により温室効果ガス排出量の削減につながった場合、結果を支援元の排出削減分の一部に充当できる制度）などの新しい仕組みが合意され、これらを総称して京都メカニズムという。平成 17（2005）年 2 月に発効した。

平成 24（2012）年に開催された COP18 では、平成 25（2013）年から平成 32（2020）年を第二約束期間とした京都議定書の延長が定められた。更に平成 27（2015）年に開催された COP21 において、気候変動に関する平成 32（2020）年以降の新たな国際枠組みとして、世界共通の長期目標として 2 目標の設定や、すべての国による削減目標の 5 年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施などが位置づけられた「パリ協定」が採択された。

### クールシェア

夏期に個々のエアコンを消して涼しい場所（クールシェアスポット）で集まって過ごすこと。図書館等の公共施設や地元の商業施設などの協力を得て涼しい施設に集まるほか、公園など自然が多くて涼しい場所に行ったり、家族がひとつの部屋で過ごしエアコンの使用台数を減らすことも含まれる。

### クールチョイス

省エネ型の製品・サービス・行動など温暖化対策に役立つもの・ことを「賢く選択」する国民運動のこと。エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという選択、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという選択、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの選択などが当てはまる。

### グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択すること。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

### 県自然環境保全地域

良好な自然を宮城県として保全していくことが必要と認められる地域のこと。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域などがある。岩沼市では、東部海岸部が仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されている

### 公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定。この協定は、法令の規定基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されてる。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

## コンポスト

生ごみなどから作った有機堆肥のこと。古くは藁や家畜糞尿を好氣的に発酵させた有機肥料のことをいったが、現在では主に生ごみや下水汚泥から作られる有機肥料を指す。家庭では、生ごみを発酵菌とともにプラスチック製のコンポスターに入れ、時々、上下を切り返しながらか酵させて作る。コンポスト化により、資源リサイクルやごみの減量化が期待できる。

## 【サ行】

### 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。「エネルギー供給構造高度化法」では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

### 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業

東北地方の東日本大震災による被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する事業。

## 酸性雪

二酸化硫黄や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が溶け込み、雨や雪などが強い酸性を示すもの。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を及ぼすほか、コンクリートを溶かしたり金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。

## 持続可能な発展

1980年代に生まれた、環境保全と経済成長が対立するものではなく両立し互いに支えあうものとして捉える、という概念。昭和62(1987)年に国連「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)が公表した最終報告書にある「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」という定義がよく知られる。

## 集団資源回収

紙類、布類、金属類、びん類などの再生資源物を、子ども会や町内会など地域の団体が自主



的に回収する制度。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製造品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

### 省エネルギー

エネルギーの効率的な使用や、余分なエネルギーの消費を抑制することによって、エネルギー消費量の削減を図ること。我が国では、省エネ法に基づき省エネルギーの推進に努めている。第8次国民生活審議会総合部会報告によれば、生活における省エネルギーの基本的な要件について、エネルギーを無駄なく消費すること、エネルギーを効率的に消費すること、生活様式の工夫によってエネルギーを大切に使うこと、としている。

### 食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、消費者が自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

### 生態系

自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響し合って自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配する気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

### 生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical oxygen demand）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

### 【タ行】

#### ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、及びコプラナ - ポリ塩化ビフェニル（コプラナ - PCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1

月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。我が国では、大気、水質、土壌などから検出されている。

#### 大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。大腸菌群数は、検水 1mL 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100mL 中の最確数（MPN）で表される。

#### 太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連系型と、バッテリーに発電した電気を貯めながら自ら使う独立系型の二つのシステムに分かれている。

#### 地球温暖化

大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林などの破壊によって二酸化炭素の吸収量が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

#### 地区計画

一定の地区を対象に、その居住者の利用する道路・公園・広場といった施設（地区施設）の配置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより、地区特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとする制度。

#### 蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池。鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、NAS（ナトリウム硫黄）電池などの種類がある。バッテリーや二次電池とも呼ばれる。気象条件に左右されやすい風力・太陽光発電における出力変動の抑制や、電力需給のピークカット、停電時バックアップ対策等への活用が注目を集めている。

#### 津波堆積物

大規模な津波によって、海底から巻き上げられた泥・砂・礫などの碎屑物や生物遺骸が水底（海底、湖底）や陸上に堆積してできた堆積物のこと。

## 低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車など環境性能に優れた従来車を含む。

## 低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

## 都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地のこと。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。その機能、目的、利用対象等によって住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道に区分される。

## 【ナ行】

### 二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は、人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から、環境基準が定められている。また、大気汚染防止法で二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物についてK値規制（地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制）や総量規制などを実施している。

### 二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無職、無臭の安定な気体で水に溶ける。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

### 二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）

二酸化窒素は、窒素酸化物の一種で赤褐色の空気より重い気体。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。このため、環境基本法に基づき、人の健康の保護する上で維持されることが望ましい基準として二酸化窒素に係る環境

基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。

#### 野焼き

廃棄物を野外で焼却すること。農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などの例外を除き、処理基準に従って行われない廃棄物の焼却は、廃棄物処理法により原則禁止されている。

#### 【八行】

#### バイオマス

生物体量のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃焼化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。

#### 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>：Particulate matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（マイクロメートル：μm＝百万分の1m）以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、平成21（2009）年にPM<sub>2.5</sub>に係る環境基準が告示された。

#### 風力発電

風の運動エネルギーを風車（風力タービン）によって回転エネルギーに変え、その回転を直接、または増速機を経た後に発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電システム。

#### 不適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令に規定する保管基準及び処理基準に合致しない方法により、廃棄物を処理すること。不法投棄や不適切保管、不法焼却などが不適切処理に当たる。

#### 不法焼却

廃棄物処理基準に従って行う焼却などの一部例外を除き、廃棄物を焼却すること。

#### 不法投棄

みだりに又は正当な理由がなく廃棄物を棄てること。

#### 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended particulate matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイ

クロメートル： $\mu\text{m}$  = 百万分の  $1\text{m}$  ) 以下の粒子状物質のこと。慢性の呼吸器疾患の原因とされる。

#### ペアガラス

複層ガラスともいう。2枚の板ガラスを一定の間隔に保ち、その周辺を帯状の金属で密封し、内部に清浄な乾燥空気を封入したもの。断熱性能が高く、表面が凍ったり曇ったりすることがない。

#### 放射性物質

「放射線を出す性質」をもつ物質のこと。福島第一原発事故では、主に放射性ヨウ素と放射性セシウムが原子炉から放出され、そのうち長く残存する放射性セシウムの影響が問題となっている。温泉に含まれているラドンやラジウム、動植物に含まれているカリウムなども放射性物質であり、もともと自然界に存在している。

#### 放射線

空間を伝搬、移動するエネルギーの流れで、アルファ線、ベータ線などの粒子線とガンマ線、エックス線などの電磁放射線に分類される。一般的には電離作用を持った放射線を指して用いられる。したがって、光やラジオ電波などは放射線とは呼ばれない。放射能と混合されることが多いが、両者は異なるものである。

#### 放射線量

大気中の放射線の量のこと。

#### 放射能

不安定な原子核が放射性破壊をして、それに伴いアルファ線、ベータ線又はガンマ線等放射線を放出する性質又はその能力をいう。1秒あたり1個の原子核が崩壊するときの放射能を1ベクレルという。

#### 【マ行】

#### マイバッグ

「エコバッグ」参照。

#### みちのく環境管理規格（みちのくEMS）

国際規格ISO14001を基本として、中小規模の事業者や環境問題に関心のある組織が無理なくシステム構築ができるように開発された地域版環境マネジメントシステム。企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等を構築・運用し、外部機関からの審査・認証を受けることで、社会的な

評価を得ることができる。

### みちのく潮風トレイル

環境省が進める「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の具体的な取組である7つのプロジェクトのひとつで、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの海岸線沿いをつなぐ全長約700kmの長距離自然歩道。コースの中には、地域の自然、人々の暮らしや文化、震災の痕跡など、歩くスピードだからこそ感じられる東北の魅力が盛り込まれている。現在、岩手県や福島県の一部で路線が決定している。

### みやぎ環境税

宮城の豊かな環境を適切に保全し次の世代へ引き継いでいくため、様々な環境施策を一体的・複合的に展開する必要がある、新たな又は拡充を図る環境施策に充当する財源として平成23(2011)年4月から導入している県民税均等割の超過(上乘せ)課税。税収は、低炭素社会の推進や森林の保全・機能強化、生物多様性・自然環境の保全等の施策に活用されている。

## 【ヤ行】

### 有害化学物質

環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法などで各々の物質について定義されている。

## 【ラ行】

### リスクコミュニケーション

健康への影響が心配される事柄など社会的な問題について、行政、住民、事業者、専門家などの関係者が情報を共有し、相互間の意思疎通を促進し対策を進めることにより、リスクの低減を図ること。

### 緑地環境保全地域

自然的・社会的条件からみて、自然環境を保全することが、良好な生活環境の維持に資すると認められる地域のこと。樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構造上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域、歴史的・文化的・社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域の3種がある。岩沼市では、西部丘陵部が高館・千貫山緑地環境保全地域に指定されている

## 6. 環境基準等

### (1) 大気汚染に係る基準

#### 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学 オキシダント (OX)	微小粒子状物質 (PM2.5)
環境上 の条件	1時間値の1 日平均値が 0.04ppm以 下であり、 かつ、1時間 値が0.1ppm 以下である こと	1時間値の1 日平均値が 10ppm以下 であり、かつ、1時間値 の8時間平 均値が 20ppm以下 であること	1時間値の1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以 下であり、かつ、1時間値 が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下である こと	1時間値の1 日平均値が 0.04ppmか ら0.06ppm までのゾー ン内又はそ れ以下であ ること	1時間値が 0.06ppm以 下であるこ と	1年平均値 15μg/m <sup>3</sup> 以下で あり、かつ、1日 平均値が35μg/ m <sup>3</sup> 以下であるこ と
<b>備考</b> 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。						

#### 光化学オキシダント緊急時発令の基準

区分	基準	発令期間	
発令	予報	地域の濃度が1時間値0.12ppm以上になることが予想され、かつこの状態が気象状況からみて継続が予想される時。	4月15日から 9月30日までの期間 当日予報：原則午前11時まで 翌日予報：原則午後6時まで
	注意報	1基準測定点において1時間値0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみてなお継続が予想される時。	随時
	警報	1基準測定点において1時間値0.24ppm以上となり、かつ気象条件からみてなお継続が予想される時。	随時
	重大警報	1基準測定点において1時間値0.4ppm以上となり、かつ気象条件からみてなお継続が予想される時。	随時
解除	汚染物質の濃度の1時間値が、発令された地域のすべての基準測定点において発令基準未満の状態となり、かつ気象条件からみて再び発令基準値を上回るおそれがないと予想され又は認められる時。	随時	

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起のための暫定的な指針（環境省）

レベル	暫定的な指針となる値		行動の目安	注意喚起の判断に用いる値	
	日平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
				1時間値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1時間値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）
	70 超		不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす（高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等）においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）。	5時～7時 85 超	5時～12時 80 超
（環境基準）	70 以下		特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康（170 以下）への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する	5時～7時 85 以下	5時～12時 80 以下
	35 以下				

PM2.5（微小粒子状物質）とは、大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の微小な粒子のこと。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響などが懸念されている。

PM2.5 高濃度時の宮城県における当面の対応について

1. 注意喚起について

県は、国の暫定的な指針値である $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合として以下のとおり判断基準を定め、注意喚起を行う。

**注意喚起の判断基準**

(1) 「午前中の早めの時間帯での判断」

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の午前5時から午前7時までの1時間値の平均値のうち、2番目に大きい値の測定局の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ、午前8時の1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。

また、午前中の注意喚起に至らなかった場合でも、以下の基準を超えた場合、午後からの活動に備えて、注意喚起を行う。

(2) 「午後からの活動に備えた判断」

一般局の午前5時から午前12時までの1時間値の平均値のうち、最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。

2. 注意喚起の解除について

注意喚起の判断基準を超過した全ての一般局の1時間値が、午後5時までに2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善された場合、注意喚起を解除する。

また、上記の解除基準以下とならない場合は、当日の24時までの注意喚起を継続し、24時をもって自動的に解除する。



## (2) 水質汚濁に係る環境基準

## 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1 - ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以
ふっ素	0.8mg/L 以下	ホウ素	1mg/L 以下
1,4 - ジオキサン	0.05mg/L 以下		

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(1)

	利用目的 の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度（pH）	生物化学的 酸素要求量 （BOD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
  4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

市内河川のうち、五間堀川水域はC類型、阿武隈川下流はA類型。

(2)

類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(1)

	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素 要求量 （COD）	溶存 酸素量 （DO）	大腸菌群数	n - ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	水産1級、水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業 用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

本市海域のうち、二の倉地先（丙）はA類型、二の倉地先（乙）はB類型、二の倉地先（甲）はC類型。

(2)

	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3)

類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

### (3) 騒音に係る環境基準等

#### 地域の類型及び時間の区分ごとの基準値

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注)

時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静養を要する地域とする。

A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

C を当てはめる地域は、相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### 道路に面する地域の基準値

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。

1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。  
道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）  
前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。  
2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル  
2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～翌日 6 時）
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	旧基準値 (WECPNL)	新基準値 (Lden)	備考)
	70 デシベル以下	57 デシベル以下	類型：専ら住居の用に供される地域 類型： 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域
	75 デシベル以下	62 デシベル以下	

平成 25 年 4 月 1 日から環境基準の評価指標が、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）から Lden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更された。



環境基準の類型をあてはめる地域は、赤線で囲まれた地域のうち、仙台空港の敷地を除いた地域

騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの
	(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(7) 鍛造機	
	(8) ワイヤフォーミングマシン	
	(9) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	
	(10) タンブラー	
(11) 切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムパーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が 3.75kW 以上のもの
13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの
15	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 動力打綿機	
	(2) 動力混打綿機	
	(3) 紡糸機	

番号	施設の種類	規模又は能力
16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)ニューマチックハンマー	
	(2)製てい機	
	(3)製びょう機	
	(4)打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5)研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)切断機	
	(2)せん孔機	
	(3)研磨機	

注 1: 都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号 1～11 までの特定施設は騒音規制法の対象施設、番号 12～18 までの特定施設は県条例の対象施設。

注 2: 都市計画法に定める用途地域以外の地域において、番号 1～18 までの特定施設は県条例の対象施設。

### 規制基準

		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。  
都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用する。



騒音規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業

規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの</li> <li>・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等</li> </ul>				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	厚生省・建設省告示
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</li> <li>・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</li> <li>・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域</li> <li>・学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域</li> </ul>
2号区域	1号区域以外の区域

## (4) 振動の規制基準

### 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	県告示	時間の区分	
		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第一種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、 中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、 住居地域（第1種、第2種）、 準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

### 振動規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

#### 特定施設

番号	施設の種類の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(2)機械プレス	
	(3)せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
	(4)鍛造機	
2	(5)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が 2.95kW 以上のもの
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が 10kW 以上のもの
6	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)ドラムパーカー	
7	(2)チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2)製管機械	
12	(3)ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。）	定格出力が 10kW 以上のもの
13	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの

注1：都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～10までの特定施設は振動規制法の対象施設、番号11から13までの特定施設は県条例の対象施設。

注2：都市計画用途地域以外の地域において、番号1～13までの特定施設は県条例の対象施設。

規制基準

区域の区分		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第1種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、 中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、 住居地域（第1種、第2種）、 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

振動規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

特定建設作業

作業の種類	
1	くい打機（もんけんを及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの</li> <li>・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等</li> </ul>				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	総理府令
1号区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域</li> <li>・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</li> <li>・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域</li> <li>・上記地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域</li> </ul>
2号区域	1号区域以外の区域

（5）悪臭の規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準	許容限度	規制地域
第1号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15	市が指定した地域
第2号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出	
第3号規制基準（排水水）	臭気指数 31	

参考：臭気指数の目安は下記のとおり。

臭気指数	目安	臭気指数	目安	臭気指数	目安
0	郊外のきれいな空気	15	化粧品売り場	30	ガソリン給油、たばこ
5	工場地域の空気	20	花火、トイレの芳香剤	35	コーヒー
10	梅の花	25	線香、しょうゆ	45	にんにくを炒めた時

## (6) その他の環境基準等

### ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>		

### 放射性物質に関する基準値等

#### 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の要件及び除染実施計画を策定する区域の要件

要件値	毎時 0.23 マイクロシーベルト (μSv/h)	測定位置は地上 50 cm ~ 1m
注：要件値の算出根拠		
<p>国際放射線防護委員会 (ICRP) が 2007 年に出した勧告では、一般の人が受ける放射線量として、平常時は年間 1 ミリシーベルト以下としている。国の原子力安全委員会においても、この勧告を踏まえた考え方を示しており、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを、一時間当たり換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルトとなる。(1日のうち屋外に 8 時間、屋内(遮へい効果(0.4 倍))のある木造家屋)に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定)</p> <p>毎時 0.19 マイクロシーベルト = 年間 1 ミリシーベルト ÷ (8 時間 + 0.4 × 16 時間) ÷ 365 日</p> <p>測定器で測定される放射線には、大地からの放射線(毎時 0.04 マイクロシーベルト)が含まれるため、この分を加えた毎時 0.23 マイクロシーベルトを要件値としている。</p>		

### 食品中の放射性セシウムの基準値

(単位：ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

## (7) 岩沼市による環境関連の告示

### 騒音関係

#### 騒音規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第43号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 騒音規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(工業専用地域を除く。)とする。

#### 2 騒音の規制基準

騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲概ね50メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

(平成27告示第59号・一部改正)

	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時 まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	55デシベル	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル

#### 備考

- 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域とする。
- 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。

3 第3種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

4 第4種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27告示第59号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

#### 特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第44号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第43号の2の表に掲げた区域のうち、次に掲げる区域

1 第1種区域

2 第2種区域

3 第3種区域

4 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

（3）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの

（4）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

（5）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

（6）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（平成27年告示第60号・一部改正）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第60号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域を定める告示

平成24年3月30日

告示第45号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号)別表備考の規定による区域の区分を次のように定める。

- 1 a区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 2 b区域 都市計画法第8条第1項第1号の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- 3 c区域 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定

平成24年3月30日

告示第46号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)第一の表に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のように指定する。

岩沼市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(工業専用地域を除く。)とし、地域の類型及び地域の類型を当てはめる地域は、次に掲げるとおりとする。

- 1 A類型 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- 2 B類型 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 3 C類型 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 振動関係

### 振動規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 47 号

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 振動規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域(工業専用地域を除く。)とする。

#### 2 振動の規制基準

振動の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

(平成 27 告示第 61 号・一部改正)

	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

#### 備考

- 第 1 種区域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域とする。
- 第 2 種区域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

#### 附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(平成 27 告示第 61 号)

この告示は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。



## 振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第48号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第47号(振動規制法に基づく地域指定等に関する告示)で指定した地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(平成27年告示第62号・一部改正)

## 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第62号)

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

## 道路交通振動規制の区域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第49号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考第1号の規定による区域の区分及び同備考第2号の規定による時間の区分について、次のとおり定める。

## 1 区域の区分

- (1) 第1種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間の区分

( 1 ) 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで

( 2 ) 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

附 則

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 悪臭関係

## 悪臭防止法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第50号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により指定する地域及び第4条の規定による規制基準について、次のように定める。

## 1 指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

## 2 規制基準

（1）法第4条第2項第1号に定める規制基準 臭気指数15

（2）法第4条第2項第2号に定める規制基準 法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

（3）法第4条第2項第3号に定める規制基準 法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

## 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。